

薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会

1 本検討会の趣旨

再犯防止推進計画（第3の2（2）①エ）等に基づき、法務省と厚生労働省において、薬物事犯者の再犯の防止等における効果的な方策についての検討を行うもの。

2 検討会の構成員等

（1）構成員

【法務省】

大臣官房政策立案総括審議官
大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長
刑事局公安課長
矯正局総務課長
矯正局成人矯正課長
矯正局少年矯正課長
保護局更生保護振興課長
保護局観察課長

【厚生労働省】

障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室長
医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

（2）構成員の変更

本検討会の構成員については、今後整理される論点や課題の検討の状況を踏まえ、構成員の了解を得た上で変更できるものとする。